

【別紙】

1. 利用料金及び居宅介護支援費

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

(注) 保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて所定の金額をいただき、奉優会からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日市区町村等の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。なお、上記の金額が、介護報酬の関連法令・通知等の改正により、変更された場合には、改訂後の金額をいただきます。

(*) 法定代理受領とは、保険者たる市区町村等が、サービスを受けたご利用者(被保険者)に代わって、サービスを提供した事業者や施設に対して保険負担分の費用を支払うことにより、被保険者に給付を行ったとみなすことをいいます。

・居宅介護支援費 I

居宅介護支援費(I)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が1~45件未満	要介護1・2	1,086 単位	12,380 円
		要介護3・4・5	1,411 単位	16,085 円
居宅介護支援費(II)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が45~60件未満	要介護1・2	544 単位	6,201 円
		要介護3・4・5	704 単位	8,025 円
居宅介護支援費(III)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が60件以上	要介護1・2	326 単位	3,716 円
		要介護3・4・5	422 単位	4,810 円

・居宅介護支援費 II (ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置)

居宅介護支援費(I)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が1~50件未満	要介護1・2	1,086 単位	12,380 円
		要介護3・4・5	1,411 単位	16,085 円
居宅介護支援費(II)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が50~60件未満	要介護1・2	527 単位	6,007 円
		要介護3・4・5	683 単位	7,786 円
居宅介護支援費(III)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が60件以上	要介護1・2	316 単位	3,602 円
		要介護3・4・5	410 単位	4,674 円

(6) 介護職員等処遇改善加算 (新設)

令和8年介護報酬改定として「強い経済」を実現する総合経済対策」として「介護分野の職員の処遇改善については、(中略)他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえ、介護職員等処遇改善加算の拡充として処遇改善加算の対象を介護職員のみから介護従事者に拡大することとし、処遇改善加算の対象外だった居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する

加算名	加算率
介護職員等処遇改善加算IV	2.1%

(7)利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	1月につき 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が2月以上継続している場合、居宅介護支援費Ⅱ(Ⅰ)は算定できない	居宅介護支援費Ⅱ(Ⅰ)の単位数の 50%に減算

(8)特定事業所加算

算定要件		加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算 A	特定事業所 医療介護 連携加算 125 単位
		519 単位 5,917 円	421 単位 4,799 円	323 単位 3,682 円	114 単位 1,299 円	1,425 円
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること	○	○	○	○	
②	常勤かつ専従の主任介護支援専門員2名以上配置していること	○				
③	常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること	○	○			
④	常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること	○	○	○		
⑤	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的開催すること	○	○	○	○	
⑥	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ (連携可)	
⑦	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3～要介護5である者が4割以上であること	○				
⑧	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○	
⑨	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○	
⑩	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○	
⑪	特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○	

⑫	介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数が45件以上でないこと (居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は50名未満)	○	○	○	○	
⑬	介護支援専門員実務研修における実習等に協力または協力体制を確保	○	○	○	○ (連携可)	
⑭	他法人と共同で事例検討会、研修会等を実施	○	○	○	○ (連携可)	
⑮	必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援する介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、自発的な活動によるサービス等が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している	○	○	○		
⑯	ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している	○	○	○	○	○
⑰	前々年度の三月から前年度の二月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること					○
⑱	前々年度の三月から前年度の二月までの間においてターミナルケア加算を15回以上算定している事					○
⑲	特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかを算定している事					○

(9)加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300単位	3,420円
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際、に同席し、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合。(月1回の算定)	50単位	570円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合 ※ 入院日以前の情報提供を含む。 ※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。	250単位	2,850円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合 ※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日	200単位	2,280円

	から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。		
イ)退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位	5,130 円
ロ)退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位	6,840 円
ハ)退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位	6,840 円
ニ)退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによる	750 単位	8,550 円
ホ)退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによる	900 単位	10,260 円
ターミナル ケアマネジメント加算	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合	400 単位	4,560 円
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位	2,280 円

※サービス実施記録の複写サービスが必要な場合は実費をいただきます。

当事業所は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項別紙用紙を説明しました。
この証として本書2通を作成し、利用者、事業所が記名の上、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業所名 奉優会 みどりの苑居宅介護支援事業所
所在地 東京都板橋区前野町5丁目9番3号
説明者

私は本書面に基づいて事業所から重要事項別紙用紙の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 続柄() _____